

氏 名 吉竹 延禎

登録番号 第 25110016 号

事務所名称 SY人事労務サポート

事務所所在地 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目6-60  
プラザ新大阪 317

所属社会保険労務士会 大阪府社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止  
(令和4年3月4日から1年)

処分理由 A社に係る企業内人材育成推進助成金(個別企業助成コース)及びキャリア形成促進助成金(制度導入コース)の申請に当たり社会保険労務士の業務として助成金支給申請書の作成及び提出を行うに当たって、助成金の申請対象である労働者のキャリア・コンサルティング実施状況、教育訓練休暇等実施状況等を確認できる真正な事実を示す書類を添付しなければならないことを認識していたにもかかわらず、

第一 平成 28 年5月 13 日、同年 10 月 27 日及び同年 12 月 27 日、長崎労働局長に対する企業内人材育成推進助成金(個別企業助成コース)の支給申請に当たり、真正な事実と異なると認識しながら、キャリア・コンサルティングの実施状況報告書に虚偽の内容を記載するとともに、キャリア・コンサルティング実施費用をA社から受領した事実がないにもかかわらず、その実施費用として、平成 28 年3月 25 日に 5,400 円、同年8月 30 日に 5,400 円及び同年 11 月8日に 10,800 円をA社から受領したとする虚偽の領収証を自ら偽造し、その写しを助成金支給申請書に添付して長崎労働局長あて提出したもの

第二 令和元年8月 20 日、長崎労働局長に対する教育訓練休暇等制度導入に関する助成金の支給申請に当たり、真正な事実と異なると認識しながら、自らが作成した虚偽の

内容の出勤簿の写し及び教育訓練休暇等実施状況報告書を助成金支申請書に添付して長崎労働局長あて提出したものである。

である。

また、令和2年1月に、長崎労働局が実施したA社への実地調査の前に、上記不正行為に係る申請書添付書類とつじつまを合わせるため、A社へ虚偽の領収証を送付するとともに、A社に出勤簿(原本)の改ざんなどを指示したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実を反して申請書の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。